

## 古河市立駒羽根小学校 『学校教育用端末活用のルール』

令和3年7月12日

学校教育用端末(パソコン)は、皆さんの学習のために**古河市教育委員会**が貸し出している**もの**です。ルールを守って、大切に使ってください。

- (1) 丁寧に扱う。投げたり、落としたり、ぶついたりしない。
- (2) 画面を操作しながら、歩かない、走らない。
- (3) 端末の上に、物を置かない。踏まない。地面に置かない。飲み物を置かない。
- (4) 端末のシールは勝手にはがさない。シールをはらない。落書きをしない。
- (5) ストープや日光の下などの熱い所には置かない。湿気の多い所では使わない。
- (6) 磁石は絶対に近づけない。
- (7) 画面は、ペンで押したり、つめでこすったりしない。
- (8) SNSの使用ルールを必ず守る。
- (9) 家庭では家の人目の届くところに置いておく。



<p>持ったまま 走ったり、地面に置いたりしない。</p>	<p>パソコンの上に、物を置かない。また、パソコンの近くに飲み物を置かない。</p>	<p>日光の下やストーブの近くなどにはおかない。また、湿気の多いところでは使わない。</p>	<p>指でふれる。 鉛筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石を近づけるなどは 絶対にしない。</p>

### 学校教育用端末(パソコン)を使う時には

- (1) 学習以外では使用しない。アプリは勝手にダウンロードしない。
- (2) カメラで撮影するときは、勝手に撮影せず、必ず撮影する相手の許可をもらう。
- (3) 個人情報や他人を中傷するようなことをインターネットに書き込まない。
- (4) 就寝 30 分前には使用しない。使わないときは、充電しておく。
- (5) アカウント、パスワードは他人にわからないように保管する。
- (6) パソコンは市の持ち物なので、むやみに設定は変更しない。
- (7) 使い方のきまりを守り、正しい、丁寧な使い方をする。